

## 令和7年度東日本大震災等に係る福島県後期高齢者医療保険料の減免の概要

### 1 減免の要件・減免割合

帰還困難区域及び上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等の被保険者が該当です。対象額については、以下のとおりです。

- (1) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った者。

保険料額の全部

- (2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となった者。ただし、「平成27年までに指定が解除された区域の被災者」及び「平成28年から令和5年までに指定が解除された区域の上位所得層に該当する被災者」を除く。

保険料額の全部

- (3) (1)(2)のうち、平成28年に避難指示区域等の指定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当しない者。

保険料額の10分の5

- (4) 令和7年3月31日に帰還困難区域の指定が解除された区域の被災者であって上位所得層に該当する者。

令和7年4月相当分から同年9月相当分までの保険料の10分の10

※上位所得層とは、世帯に属する被保険者の旧ただし書所得(総所得等から43万円を引いた額)の合計額が600万円を超える世帯の被保険者です。

### 2 減免の対象となる保険料

令和7年度福島県後期高齢者医療保険料